最終更新日：2019年6月28日
アステラス製薬株式会社
代表取締役社長CEO 安川 健司
問合せ先：広報部　TEL 03-3244-3201
証券コード：4503

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、先端・信頼の医薬で、世界の人々の健康に貢献することを存在意義とし、企業価値の持続的向上のため、すべてのステークホルダーから選ばれ、信頼されることを目指しています。この経営理念を踏まえ、下記の観点から、コーポレートガバナンスの実効性を確保・強化するよう努めます。
1) 経営の透明性・妥当性・機動性の確保
2) 株主に対する受託者責任と説明責任の履行及びすべてのステークホルダーとの適切な協働
なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ウェブサイトに掲載していますので、ご参照ください。
https://www.astellas.com/jp/ja/about/governance

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社は、業務提携など事業戦略上合理的と判断される場合を除き、新規に株式を取得・保有しません。保有株式については、その保有目的を当社の中長期的な事業戦略上の観点から毎年取締役会で検証を行い、保有価値が乏しいと判断した株式は売却します。株式継続保有の適否は以下の方針に基づき確認しています。
・業務提携に伴い取得した株式は、その目的が継続している間は原則として保有とし、それらが終了した段階で売却する。
・その他の株式については、適切な時期・方法で売却する。
・流動性が低いなど、当社の企図通り売却が進まない株式は継続保有する。
保有株式に係る議決権行使につきましては、当社の企業価値向上に資することを前提として、発行会社の株主価値向上の観点から判断し適切に議決権を行使しています。
当社は2005年から保有する株式の削減を進めています。2005年4月に保有していた106銘柄のうち、89銘柄を売却しました（累計売却金額：886億円）。2019年3月期には1銘柄を売却しました。2019年3月末時点で保有する株式は29銘柄、貸借対照表計上額375億円となっています。今後も継続して保有する株式の削減を進めていきます。

【原則1-7】
当社は、役員等の当社関係者がその立場を利用して、当社や株主共同の利益に反する取引を行うことを防止するよう努めています。
取締役は、自己または第三者のために当社と取引をしようとする場合、取締役会規程により、当該取引について取締役会の承認を得なければならないものとしています。

【原則2-6】
当社は、アステラス企業年金基金を通じて、従業員の将来にわたる生活の安定を図ることを目的として、企業年金の運営を行っています。年金基金の運用にあたっては、アステラス企業年金基金では、「年金資産運用の基本方針」を定めるとともに、基本方針に基づいて資産運用委員会で審議のうえ、理事会・代議員会での決議を経て決定しています。資産運用委員会及び理事会・代議員会には、当社の人事部門・財務部門の部門長等、適切な資質のある人材を配置し、受益者を代表する立場からは労働組合の人材を配置しています。また、基金事務局には適切な人員を配置するとともに、資産運用の基本方針に基づく運用がなされているか、利益相反がないか、資産運用委員会にてモニタリングする体制としています。

【原則3-1】
(1) 経営理念・経営戦略・経営計画
当社は、経営の基本原則として「存在意義」、「使命」、「信条」より構成される経営理念を定め、当社ウェブサイトに掲載しています。
https://www.astellas.com/jp/ja/about/philosophy
当社は、VISIONを策定し、当社ウェブサイトに掲載しています。
https://www.astellas.com/jp/ja/about/vision-and-strategy
当社は、2019年3月期を起点とする経営計画「経営計画2018」を策定し、当社ウェブサイトに掲載しています。
https://www.astellas.com/jp/ja/investors/strategic-plan/

(2) コーポレートガバナンスに関する考え方・基本方針
本報告書「1.1.基本的考え方」及び当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載の通りです。
https://www.astellas.com/jp/ja/about/governance/

(3) 取締役の報酬の方針と手続
取締役の報酬等は、優秀な人材の獲得・保持が可能となり、職責に十分見合う報酬体系及び報酬水準となるよう設計します。

≪監査等委員でない社内取締役の報酬等≫
監査等委員でない社内取締役の報酬等は、以下の考え方に基づき決定します。

ⅰ) 競争力のある報酬制度であること
・優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準
ⅱ) 企業価値・株主価値向上を重視した報酬制度であること
・業績連動性が高く、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度及び報酬構成
ⅲ) 公平・公正な報酬制度であること
・国・地域を問わず、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度
監査等委員でない社内取締役の報酬等は、上記の考え方に基づき、基本報酬（固定報酬）、賞与（短期インセンティブ報酬）及び株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成します。報酬等の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用して、職責等に応じて決定します。当該取締役の報酬水準及び個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会決議により決定します。

≪監査等委員でない社外取締役の報酬等≫
監査等委員でない社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとします。基本報酬の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考に、その職責等に応じて決定します。当該取締役の基本報酬の水準及び個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会決議により決定します。

≪監査等委員である社内取締役の報酬等≫
監査等委員である社内取締役の報酬等は、経営を監督・監査するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとします。基本報酬の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考に、その職責等に応じて決定します。当該取締役の基本報酬の水準及び個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

≪監査等委員である社外取締役の報酬等≫
監査等委員である社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとします。基本報酬の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考に、その職責等に応じて決定します。当該取締役の基本報酬の水準及び個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、取締役の報酬制度の詳細は、「2019年3月期（第14期）有価証券報告書」に記載しています。
https://www.astellas.com/jp/ja/investors/ir-library/securities-report

(4) 経営陣幹部の選解任、取締役候補者の指名等の方針と手続
取締役の候補者の指名にあたっては、指名委員会にて協議することで、審議プロセスの透明性と客観性を高めます。
また、社外取締役の候補者の指名にあたっては、原則として、当社が別途策定する社外取締役の独立性基準に基づき、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を候補者とします。
なお、当社が定める社外取締役の独立性基準につきましては、本報告書に記載のとおりです。また、当社ウェブサイトにも掲載していますので、ご参照ください。
https://www.astellas.com/jp/ja/about/governance

≪監査等委員でない取締役候補者の指名の方針と手続≫
監査等委員でない取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされます。
監査等委員でない取締役の候補者の指名にあたっては、別途取締役会が定める選任基準・再任基準を満たすものを指名し、専門性・経験等の観点から、取締役会が多様性を踏まえた、バランスの取れた構成となるよう配慮します。
監査等委員でない取締役候補者は、指名委員会の具申内容を尊重して、取締役会の決議により決定します。

≪監査等委員である取締役候補者の指名の方針と手続≫
監査等委員である取締役は、2年に1度、株主総会決議による選任の対象とされます。
監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、別途取締役会が定める選任基準・再任基準を満たすものを指名し、最低1名は財務・会計に関する十分な知見を有している者を含めて、専門性・経験等の観点から、監査等委員会が多様性を踏まえた、バランスの取れた構成となるよう配慮します。
監査等委員である取締役候補者は、指名委員会の具申内容を尊重して、取締役会の決議により決定します。なお、監査等委員である取締役の選任に関する議案は監査等委員会の同意を得て、株主総会に提出されます。

≪取締役の解任等≫
取締役が取締役懲罰内規に定める懲罰事由に該当する場合、指名委員会の協議を経て取締役会の決議により、株主総会への取締役解任議案の提案及び役付身分の解職を行うことがあります。

≪最高経営責任者の選解任の方針と手続≫
最高経営責任者の選任にあたっては指名委員会にて協議することで、審議プロセスの透明性と客観性を高めます。
最高経営責任者は、以下の基準を満たすとともに、その時の経営環境や経営戦略も十分考慮してその役職にふさわしい者を、指名委員会の具申内容を尊重して取締役会の決議により選任します。
ⅰ) 急速に変化する社内外環境への対応ができる柔軟性を有し、将来に対する洞察力に優れる人材
ⅱ) 不確実性の中での企画力・決断力・実行力に優れ、加えてその意思決定の説明責任を果たせる人材
ⅲ) アステラスグループ社員が信頼を寄せ、ステークホルダーから信任される人間的魅力に溢れる人材

最高経営責任者は、毎年、取締役会決議による選任の対象とされ、再任に際しては、上記選任基準を満たしていることに加え、最高経営責任者としての任期中の実績・寄与等を勘案します。

(5) 取締役候補の個々の指名についての説明
取締役候補の個々の指名理由は、「定時株主総会招集ご通知」に記載しています。
https://www.astellas.com/jp/ja/investors/shareholders-meeting

【補充原則4-1-1】
取締役会は、経営の基本方針、経営戦略等を決定し、業務執行の監督機能を果たすことで、経営の透明性及び妥当性を確保しています。また、取締役会は、その決議によって重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役に委任するとともに、決裁権限規程を制定して担当役員等の業務執行の責任と権限を明確にし、経営の機動性を確保しています。

【原則4-8】
当社は、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会及び監査等委員会はそれぞれ過半数を社外取締役で構成しています。

【補充原則4-8-1】
独立社外取締役のみが参加する会合を定期的に開催しています。本会合において、社外取締役間の意見交換が行われており、また本会合は社外取締役と常勤の監査等委員及び外部会計監査人との連携の機会としても活用されています。

【原則4-9】
当社は、社外取締役の候補者の指名にあたっては、原則として、当社が別途策定する社外取締役の独立性基準に基づき、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を候補者としています。
https://www.astellas.com/jp/ja/about/governance

【原則4-11-1】
取締役会は、専門性・経験等の観点から、その多様性とバランスを考慮のうえ、機動性が確保できる適正な規模の取締役数をもって構成し、議長は取締役会長がこれにあたるものとしています（取締役会長に事故があるとき又は欠員のときは、取締役会規程に定める順序により、他の取締役があたるものとしています）。なお、取締役会は、より広い見地からの意思決定と客観的な業務執行の監督を行うため、その過半数を社外取締役で構成しています。

【原則4-11-2】
当社は、取締役ならびにそれらの候補者の重要な兼職状況については、「定時株主総会招集ご通知」にて毎年開示しています。
https://www.astellas.com/jp/ja/investors/shareholders-meeting

【原則4-11-3】
取締役会は、経営の基本方針、経営戦略等を決定し、業務執行の監督機能を果たすことで、経営の透明性及び妥当性を確保しています。また、取締役会は、その決議によって重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役に委任するとともに、決裁権限規程を制定して担当役員等の業務執行の責任と権限を明確にし、経営の機動性を確保しています。このような取締役会の役割を一層向上させるための課題を検討し改善する手段の一つとして、取締役会の実効性分析・評価を毎年実施し、その結果の概要を開示しています。
2019年3月期における取締役会の実効性分析・評価は、取締役会議長が、取締役会の監督機能を中心に、取締役に対する質問票に基づく調査を実施し、その調査結果に基づき取締役会で分析・評価を行いました。

＜結論＞
取締役会全体としての実効性は十分に確保されていると評価しました。
＜評価の理由＞
・取締役会は、過半数が社外取締役で構成され、その社外取締役が積極的に議論に参加できる風土が醸成されており、自由闊達かつ建設的な議論が行われている
・経営計画2018の進捗について、月次及び四半期での定期的な報告を通して課題点等を監督、議論している
＜実効性を高めるための取り組み＞
取締役会は自己評価の過程で得られた意見を踏まえ、取締役会における議論の更なる充実に向け継続的に改善に取り組むことで、取締役会の実効性の向上に努めます。
また、リスク管理体制については、社内外の環境変化に対応し、常に最適な監督が実施できるよう一層の強化を進めます。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役を対象に、その役割と責務を果たすために必要な情報を提供し、取締役会及び監査等委員会の審議の活性化をサポートしています。特に、新任の社外取締役に対しては、新任役員研修を実施し、当社を取り巻く業界情報、当社の経営戦略等、その役割と責務を果たすうえで必要な情報を提供しています。
また、取締役会の審議事項のうち、特に重要な案件に関しては、事前に取締役への情報共有の場を設定することで、審議の活性化を図っています。

【原則5-1】
当社は、株主との建設的な対話を促進するために、以下の取り組みを行っています。
1) 株主総会のほか、個別面談や説明会等の機会を通じて、合理的な範囲で株主との対話の一層の充実に取り組んでいます。
2) 対話で得られた意見を取締役及び社内関係者にフィードバックし、企業活動に適切に反映するよう努めています。
3) 株主との対話全般を統括し、IRに責任をもつ担当役員及びIR専門部署を設置するとともに、部門横断的な委員で構成される情報開示委員会を設置し、適時・適切な企業情報の開示及び株主との対話を推進しています。
4) 未公表の重要情報が一部の資本市場参加者のみに選別的に開示されることのないよう、当該情報に関わる関係者に対して社内の規程に従った情報管理を徹底しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	193,207,200	10.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	109,577,600	5.80
日本生命保険相互会社 （常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	64,486,035	3.41
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人　香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	44,632,195	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	37,993,300	2.01

STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	37,037,473	1.96
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	36,923,103	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	36,197,200	1.91
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	29,838,561	1.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	28,950,139	1.53

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、以下のとおり大量保有報告書 (変更報告書を含む) の提出を受けていますが、2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めていません。

氏名又は名称
所有株式数 (千株)
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
107,932
5.01

ブラックロック・ジャパン株式会社
173,981
8.41

三井住友信託銀行株式会社
112,466
5.68

野村アセットマネジメント株式会社
99,097
5.01

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
111,413
5.63

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	7 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	7 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
関山 護	他の会社の出身者											
山上 圭子	弁護士											
河邊 博史	学者											
石塚 達郎	他の会社の出身者											
植松 則行	公認会計士											
佐々木 宏夫	学者											
渋村 晴子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

関山 護		○	―――	同氏は、総合商社の経営者として長年にわたり会社経営に携わり、豊富な国際経験と幅広い見識を有しています。また、2017年6月以降、独立した立場から、当社の経営に対し、社外取締役として重要な役割を果たしていただいています。今後も、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社の経営に反映していただけるものと考えています。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
山上 圭子		○	―――	同氏は、最高検察庁検事等の要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な専門知識と経験を有しています。また、2017年6月以降、独立した立場から、当社の経営に対し、社外取締役として重要な役割を果たしていただいています。今後も、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社の経営に反映していただけるものと考えています。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
河邊 博史		○	―――	同氏は、医学者として、慶應義塾大学において要職を歴任するとともに、長年にわたり医療に携わっており、豊富な専門知識と経験を有しています。同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を、独立した立場から、当社の経営に反映していただけるものと考えています。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
石塚 達郎		○	―――	同氏は、総合電機メーカーの経営者として長年にわたり会社経営に携わり、豊富な国際経験と幅広い見識を有しています。同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を独立した立場から、当社の経営に反映していただけるものと考えています。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
植松 則行	○	○	―――	同氏は、長年にわたる公認会計士の経験から企業のコンサルティングや監査に精通するとともに、会計･税務等のコンサルティング会社の経営者として会社経営に携わっています。また、2016年6月以降、独立した立場から、当社の監査に対し、社外監査役として、2018年6月以降は、独立した立場から、当社経営の監督･監査に対し、監査等委員である社外取締役として、重要な役割を果たしていただいています。今後も、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督･監査に反映していただけるものと考えています。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。

佐々木 宏夫	○	○	―――	同氏は、経済学等の専門分野において、早稲田大学・同大学院等において要職を歴任し、同大学院会計研究科長在任中は、同会計研究科の経営にも携わり、また、規範的経済学の研究等を通じて職業倫理や研究倫理に関する造詣が深く、これらの問題に関する実務的な対応についての経験を有しています。また、2018年6月以降、当社経営の監督・監査に対し、独立した立場から、監査等委員である社外取締役として、重要な役割を果たしていただいています。今後も、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映していただけるものと考えています。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
渋村 晴子	○	○	―――	同氏は、弁護士として企業法務に携わり、司法研修所教官を務めるなど、豊富な専門知識と経験を有しています。当社の企業価値向上のため、監査等委員としての立場から、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映していただけるものと考えています。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専任スタッフは、監査等委員でない取締役から独立し、監査等委員会の指揮命令の下に職務を遂行しています。当該専任スタッフの任命・評価・異動等については、予め監査等委員会の同意を必要としています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

（監査等委員会と内部監査部門の連携状況）
内部監査部門は、年度監査計画の策定に当たり監査等委員会の同意を得る必要があり、監査等委員会は、内部監査部門から監査結果等の報告を受け、必要に応じて内部監査部門に指示を行うことができます。更に、監査等委員である取締役と監査機能長は、月1回定例報告会を開催し、監査内容等について意見交換し、連携強化を図っています。

（監査等委員会と会計監査人の連携状況）
当社の監査等委員会と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、定期的に及び必要に応じて会議を持ち、各々の年間監査計画の確認、監査結果及び重要な監査情報の共有を行うなど、連携を密にしています。
四半期決算、期末決算時には、監査等委員会は会計監査人より会社法及び金融商品取引法に基づく監査・レビューについて結果報告及び説明を受けると共に、監査等委員会の行った業務監査の結果について会計監査人に報告し、意見交換を行っています。

（内部監査部門と会計監査人の連携の状況）
監査機能と会計監査人は、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価及び内部監査結果等に関して定期的な情報共有・意見交換を行い、的確な内部統制監査等のための連携に努めています。

（内部監査、監査等委員会監査及び会計監査と内部統制部門との関係）
監査等委員会及び監査機能は、それぞれ監査等委員会の監査及び内部監査の手続において、その他の内部統制部門と意思疎通を図り、また会計監査人は、必要に応じ、経理部及び経理部を通じてその他の内部統制部門と意見交換等を実施しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社では、役員人事（取締役及び担当役員等の選任・解任に関する事項）及び報酬制度（取締役、担当役員等の報酬に関する事項（監査等委員である取締役の個別の報酬を除く））の審議プロセスの透明性と客観性を高めるために取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員の過半数を占め、社外取締役を委員長とする指名委員会及び報酬委員会を設置しています。

2019年6月18日時点の指名委員会及び報酬委員会の委員の構成は以下の通りです。
・指名委員会
委員長　関山　護（社外取締役）
委員　　畑中　好彦（代表取締役会長）
委員　　山上　圭子（社外取締役）
委員　　河邊　博史（社外取締役）
委員　　石塚　達郎（社外取締役）
・報酬委員会
委員長　関山　護（社外取締役）
委員　　畑中　好彦（代表取締役会長）
委員　　山上　圭子（社外取締役）
委員　　河邊　博史（社外取締役）
委員　　石塚　達郎（社外取締役）

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	7名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の独立性に関する具体的な判断基準については、当社が定める社外取締役の独立性基準に基づいています。
当社が定める社外取締役の独立性基準については、次に記載のとおりです。

＜社外取締役の独立性基準＞
当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。
①当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
②当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
③当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
⑥当社グループから一定額を超える寄附又は助成（注5）を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
⑦当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（注6）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
⑧当社グループの主要株主（注7）又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
⑨当社グループが主要株主である会社の業務執行者
⑩当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
⑪過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
⑫上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る）の近親者等（注9）

(注)
1. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ)であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者。
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者。
4. 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう)。
5. 一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。
6. 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
7. 主要株主とは、議決権保有割合10%以上(直接保有、間接保有の双方を含む)の株主をいう。
8. 重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
9. 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

＜賞与(短期インセンティブ報酬)について＞
賞与(短期インセンティブ報酬)は、事業年度毎の目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬として、適切な業績評価指標を設定するとともに、業績連動性の高い仕組みとしています。
本制度の内容は、「2019年3月期(第14期)有価証券報告書」に記載しています。
https://www.astellas.com/jp/ja/investors/ir-library/securities-report

＜株式報酬(中長期インセンティブ報酬)について＞
株式報酬(中長期インセンティブ報酬)は、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬として、連続する3事業年度における企業価値・株主価値の成長度等に応じて当社株式の交付等を行うものとし、適切な株価評価指標を設定するとともに、業績連動性の高い仕組みとしています。
本制度の内容は、「2019年3月期(第14期)有価証券報告書」に記載しています。
https://www.astellas.com/jp/ja/investors/ir-library/securities-report

＜ストックオプション制度について＞
2016年3月期から業績連動型株式報酬制度を導入したことに伴い、株式報酬型ストックオプションは2016年3月期以降の新規の発行を行っていません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

2016年3月期から業績連動型株式報酬制度を導入したことに伴い、株式報酬型ストックオプションは2016年3月期以降の新規の発行を行っていません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期に係る役員の報酬(年額)について、以下の通り開示しています。
・基本報酬
監査等委員でない取締役:242百万円(うち社外取締役52百万円)
監査等委員である取締役:127百万円(うち社外取締役38百万円)
監査役:33百万円(うち社外監査役11百万円)
なお、監査役に対する報酬は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものです。
・賞与
監査等委員でない取締役:219百万円(社外取締役は除く)
・株式報酬
監査等委員でない取締役:149百万円(社外取締役は除く)

なお、上記の株式報酬は、日本基準により2019年3月期に費用計上した金額を記載しています。

≪報酬等の総額が1億円以上である取締役≫
畑中　好彦（代表取締役会長）
報酬等の総額：268百万円（基本報酬：87百万円、賞与：101百万円、株式報酬：80百万円）
安川　健司（代表取締役社長）
報酬等の総額：290百万円（基本報酬：102百万円、賞与：118百万円、株式報酬：69百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、優秀な人材の確保・維持が可能となり、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計します。

≪監査等委員でない社内取締役の報酬等≫
監査等委員でない社内取締役の報酬等は、以下の考え方に基づき決定します。
ⅰ）競争力のある報酬制度であること
・優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準
ⅱ）企業価値・株主価値向上を重視した報酬制度であること
・業績連動性が高く、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度及び報酬構成
ⅲ）公平・公正な報酬制度であること
・国・地域を問わず、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度
監査等委員でない社内取締役の報酬等は、上記の考え方に基づき、基本報酬（固定報酬）、賞与（短期インセンティブ報酬）及び株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成します。報酬等の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用して、職責等に応じて決定します。当該取締役の報酬水準及び個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会決議により決定します。

≪監査等委員でない社外取締役の報酬等≫
監査等委員でない社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとします。基本報酬の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考に、その職責等に応じて決定します。当該取締役の基本報酬の水準及び個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会決議により決定します。

≪監査等委員である社内取締役の報酬等≫
監査等委員である社内取締役の報酬等は、経営を監督・監査するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとします。基本報酬の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考に、その職責等に応じて決定します。当該取締役の基本報酬の水準及び個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

≪監査等委員である社外取締役の報酬等≫
監査等委員である社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとします。基本報酬の水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考に、その職責等に応じて決定します。当該取締役の基本報酬の水準及び個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、取締役の報酬制度の詳細は、「2019年3月期（第14期）有価証券報告書」に記載しています。
https://www.astellas.com/jp/ja/investors/ir-library/securities-report

【社外取締役のサポート体制】

秘書部を窓口として社外取締役へのニュースリリース等の社内外の情報提供やスケジュール連絡等のサポートを行っています。
監査等委員である社外取締役については、監査等委員を補助する専任スタッフを配置しています。また、月次の監査等委員会において常勤（社内）の監査等委員である社内取締役と情報共有を行っています。
このほか、取締役会の審議事項のうち、特に重要な案件に関しては、事前に取締役への情報共有の場を設定することで、審議の活性化を図っています。
また、新任の社外取締役に対しては、新任役員研修を実施し、当社を取り巻く業界情報、当社の経営戦略等、その役割と責務を果たすうえで必要な情報を提供しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

相談役・顧問制度は設けておりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（コーポレートガバナンス体制の概要）
当社のコーポレートガバナンス体制の概要は以下のとおりです。
・監査等委員会設置会社を選択し、取締役会及び監査等委員会はそれぞれ過半数を社外取締役で構成しています。
・取締役会は、経営の基本方針、経営戦略等を決定し、業務執行の監督機能を果たしています。
・業務執行に関わる体制として、重要事項の協議を行うエグゼクティブ・コミッティを設置するとともに、部門及び機能を管掌する担当役員を選任しています。上記会議体、社長及び担当役員の業務執行の責任と権限の所在は決裁権限規程を制定して明確にしています。
・取締役会の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置しています。

（取締役／取締役会）
取締役は株主総会において選任され、監査等委員でない取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としています。取締役会は、原則として毎月1回開催し、議長は取締役会長が務めています。
取締役会は、経営の基本方針、経営戦略等を決定し、業務執行の監督機能を果たすことで、経営の透明性及び妥当性を確保しています。また、取締役会は、その決議によって重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役に委任するとともに、決裁権限規程を制定して担当役員等の業務執行の責任と権限を明確にし、経営の機動性を確保しています。
取締役会は、専門性・経験等の観点から、その多様性とバランスを考慮の上、機動性が確保できる適正な規模の取締役数で構成しています。なお、取締役会は、より広い見地からの意思決定と客観的な業務執行の監督を行うため、その過半数を社外取締役で構成しています。2019年6月18日時点において、取締役会は12名（男性9名/女性3名）で構成し、その過半数である7名は独立性の高い社外取締役です。
取締役会全体の実効性を一層向上させていくため、各取締役の自己評価等の方法により、毎年、取締役会全体の実効性について取締役会としての分析・評価を行い、その結果の概要を開示しています。

（監査等委員会）
監査等委員会は、原則として毎月1回開催しています。
監査等委員会は、監査等委員会の監査等に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であり、必要に応じて取締役又は取締役会に対し監査等委員会の意見を表明しています。
監査等委員会は、全ての監査等委員である取締役をもって構成し、監査等委員会の委員長は監査等委員会の決議により定めています。なお、監査等委員会は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるため、その過半数を社外取締役で構成しています。また、監査等委員には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任し、特に、最低1名は財務・会計に関する十分な知見を有している者としています。2019年6月18日時点において、監査等委員会は5名（男性3名/女性2名）で構成し、その過半数である3名は独立性の高い社外取締役です。

（指名委員会及び報酬委員会）
当社は、役員人事及び報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置しています。指名委員会及び報酬委員会は、取締役会が選任する委員で構成され、その委員の過半数は社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めています。
＜指名委員会の役割＞
取締役及び担当役員等の選任・解任等に関する事項について協議し、その結果を取締役会へ具申しています。
＜報酬委員会の役割＞
取締役及び担当役員等の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益に関する事項（監査等委員である取締役の個別の報酬を除く）について協議し、その結果を取締役会へ具申しています。

（責任限定契約）
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結できる旨を定めており、現在全ての取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と責任限定契約を締結しています。

（業務執行の充実に向けた体制及び取り組み）
業務執行に関わる体制として、代表取締役社長が議長を務め当社グループ全体の経営上の重要事項を協議するエグゼクティブ・コミッティを設置するとともに、各部門を管掌する担当役員を選任しています。上記会議体、社長及び担当役員の業務執行の責任と権限の所在は決裁権限規程を制定して明確にしています。
より迅速かつ的確な意思決定を可能とする最適な経営体制を構築するため、研究、メディカル・開発、製薬技術及びスタッフ部門を含むほぼすべての部門をグローバル組織体制にしています（販売体制を除く）。2019年4月には、当社の製品構成の変化や市場環境の変化に対応した最適な販売戦略を推進し、製品価値最大化を図るためにマーケティング及び販売機能を再編しました。
当社は、業務の適正な遂行を図るため、部門を横断して構成される各種委員会等を設置しています。こうした委員会等としては、会社情報の開示等に関する事項の協議を行う情報開示委員会をはじめ、社会的責任を果たす上で重要な活動（環境、安全衛生、社会貢献活動等）に関する方針、計画等を協議するCSR委員会、製品のベネフィット・リスク情報及びその対応方法について協議するグローバルベネフィット・リスク委員会、グローバルなコンプライアンスの方針・計画等について協議を行うグローバル・コンプライアンス委員会並びにグローバルリスクの把握及び最適なリスク対策の推進を図るグローバルリスク管理事務局があります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

（当該体制を選択する理由）
取締役会の業務執行決定権限の相当な部分を業務執行取締役に委譲することが可能となる監査等委員会設置会社を選択することにより、取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させるとともに、取締役会の監督機能のさらなる強化を図っています。また、取締役の選任等・報酬等に関わる事項などコーポレートガバナンスに関わる重要な事項については、社外取締役が過半数を占める取締役会において議論し、決定することが適当であると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月18日に株主総会を開催、 招集通知発送日：2019年5月27日、ウェブ開示：2019年5月24日。
集中日を回避した株主総会の設定	2004年6月開催の定時株主総会から、集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の定時株主総会から、議決権行使の方法として、インターネット（議決権行使ウェブサイト）を利用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年6月開催の定時株主総会から、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英文を作成し、当社ウェブサイト等へ掲載しています。
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行うなど、活性化のための取り組みを実施するとともに、招集通知のウェブへの掲載など、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業情報の適時適切かつ公平な開示とともに、ステークホルダーとの積極的な対話により、企業としての透明性の一層の向上とステークホルダーとの信頼関係の構築・維持に努めることを基本方針として、ディスクロージャー・ポリシーを制定し、公開しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年3月期は、個人投資家向け説明会を年間5回開催しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算発表時と第2四半期決算発表時に、決算説明会を実施しています。 また、第1四半期決算発表時と第3四半期決算発表時においては、電話会議による説明会を実施しています。決算説明会（電話会議）では業績等の報告のほか、参加者からの質問に対して、当社マネジメントが直接回答しています。 また、国内機関投資家訪問等を適宜実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算発表時及び各四半期決算発表時においては、海外投資家向けに同時通訳も整備し、参加者からの質問に対して、当社マネジメントが直接回答しています また、海外機関投資家訪問等を適宜実施しています	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL： http://www.astellas.com/jp/ir/index.html 掲載資料：有価証券報告書、決算短信、説明会資料、アニュアルレポート（統合報告書）、株主総会の招集ご通知及び決議ご通知、株主通信等	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報部にIRグループを設置しています。また、情報開示委員会を設置し、情報開示活動の推進と管理を行っています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念として、顧客、株主、社員、社会などのステークホルダーから選ばれ、信頼される企業を目指すことを掲げています。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	CSR委員会を設置し、社会的責任を果たすうえで重要な社会貢献活動に関する方針、計画等に関して部門横断的に協議しています。また、医療政策部にCSRグループを配置し、事業戦略と連動したグローバルでのCSR活動全般に関する企画、立案及び推進機能の強化を図っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時適切な開示とステークホルダーの皆さまとの対話に関わるディスクロージャー・ポリシーを制定し、公開しています。
その他	CSR活動に関する取り組み状況を年1回発行するアニュアルレポート（統合報告書）や当社ウェブサイトにおいて報告しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制の基本方針
当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して以下のとおり基本方針を定めます。

1. 職務執行に関わる体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、取締役会構成員として経営の基本方針、経営戦略等の決定に参画し、業務執行の監督を行う取締役と、業務執行の責任を担う社長並びに部門及び機能を管掌する担当役員（以下「トップマネジメント」と総称する）の役割を明確に区分する。
・取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
・エグゼクティブ・コミッティを設置し、当社及びグループ会社における経営戦略、製品戦略、経営管理、人事等に関する重要事項を協議する。
・上記会議体に関する規程及び「決裁権限規程」を制定し、会議体及びトップマネジメントの権限や位置づけを意思決定上の手続とともに明確にする。
・業務執行が効率的に行えるよう人事・組織体制を整備する。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・「記録と情報の管理に関するグローバル規程」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理する。
・取締役会、エグゼクティブ・コミッティの議事録等、経営上重要な事項に係る文書は、取締役が適宜閲覧できるような体制を構築する。

2. リスク(損失の危険)の管理に関する規程その他の体制
当社は、グループ全体のより適切なリスク管理を行うため、「経営上の戦略的意思決定に係るリスク（事業機会に係るリスク）」と「適正かつ効率的な業務遂行に係るリスク（事業活動遂行に係るリスク）」に分け、当社及びグループ会社の各部門・部署が主体的にリスク管理実務を実践することを基本として、次のような活動を通じ、グループ内リスクの低減及びその適切な対応を推進する。
・事業機会に係るリスクへの対応については、各部門・部署がそれぞれの機能・役割の下、意思決定ルール、基準を明確にして実施する。これらのうち重要なリスクに関わる事項については、エグゼクティブ・コミッティ及び取締役会において審議を経た上で決定する。
・事業活動遂行に係るリスクへの対応については、1) グローバルリスクへの対応のために、「グローバルリスク管理事務局」を設置し、各地域のリスク管理事務局と連携してグローバルリスクの把握及び最適なリスク管理対策の推進を図る。また、2) 国内グループ内のリスクへの対応のために、「リスク管理委員会」を設置し、リスクの把握及び最適なリスク管理対策の立案・推進を図る。上記グローバルと国内グループの重要なリスク管理対策に関わる事項については、エグゼクティブ・コミッティ及び取締役会において審議を経た上で決定する。
・リスク管理業務の実効性を高めるため、災害対応、緊急事態対応、事業継続計画、情報セキュリティー、個人情報保護等について、リスクの特性、内容に応じたポリシーやマニュアル等を個別に制定する。
・グループ全体のリスクをより効果的に管理するため、リスク管理、危機管理及び事業継続マネジメントを含めた包括的な体制を構築する。

3. コンプライアンス体制（取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）
当社は、当社及びグループ会社の役員・従業員によるコンプライアンスのための中核的規範として「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」を定める。
当社は、コンプライアンスをいわゆる法令遵守にとどまらず、高い倫理観に基づく社会規範に沿った行動と位置付け、グループ全体において広い意味でのコンプライアンスを推進するための体制を構築するとともに、その浸透に向け、次のような取り組みを行う
・「グローバル・コンプライアンス委員会」を設置し、当社及びグループ会社全体のコンプライアンスに関する現状の把握、更に方針・計画を審議する。各地域毎のコンプライアンスに関する事項を審議するコンプライアンス委員会も別途設置する
・グローバル・コンプライアンスに関する具体的な企画の立案、推進、浸透等は、コンプライアンス担当役員 (Chief Ethics & Compliance Officer)の指揮の下、エシックス＆コンプライアンス機能が当社及びグループ会社の関係部門と連携の上実施する。また、継続的な研修等を通じ、当社及びグループ会社の役員・従業員一人ひとりが自らの責任においてコンプライアンスを実践できる体制を構築する。
・「ヘルプライン」を各地域に設置し、第三者を通じて匿名でコンプライアンスに関する質問・相談、通報、提案等を受け付ける体制を整備する。重要な情報は、適宜、コンプライアンス担当役員 (Chief Ethics & Compliance Officer)に報告される体制を構築する。対応にあたっては、秘密厳守及び連絡者への不利益な取扱いの禁止を徹底する。
上記の体制及び取り組みを通して、Speak Up Culture(「声を上げる」ことのできる企業風土)を醸成し、報復禁止の原則を徹底する。

4. 情報開示・情報管理に関する体制
・当社は、顧客、株主、社会など、すべてのステークホルダーに対し適時適切かつ公平に情報を開示する。また、ステークホルダーとの対話を積極的に行い、そこで得た意見等を企業活動に適切に反映するよう努める。このような情報開示と対話により、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と維持に努める。
・上記基本姿勢のもと、当社は「ディスクロージャー・ポリシー」を制定するとともに、情報開示活動を推進・管理する「情報開示委員会」を設置する。
・当社は、当社及び当社グループの役員・従業員がその職務上知った重要情報の取扱い等についての規程を制定し、法令違反の未然防止及び適切な情報管理を図る。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して連結ベースの財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
・取締役会が定める「グローバルJSOX規程」に基づき、グローバル内部統制責任者である取締役社長の指揮の下、連結ベースの財務報告に係る内部統制の評価を実施する。

6. グループ管理体制（当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）
当社は、グループ会社の適切な管理、運営を行うとともに、当社及びグループ会社との間での健全な関係を維持・構築するため、次の取り組みを行う。
・「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」を全てのグループ会社に適用し、これらに基づくグループ会社の行動規準とあわせて、その周知徹底を図る。
・グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項は、機能別マネジメントの職制を通じて当社に報告される体制を構築する。
・グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ会社の役員構成及び意思決定権限並びにグループ内監督体制に関する明確なルールを整備する。
・リスク管理、コンプライアンスへの取り組みは、前述のとおりグループ全体の仕組みとして取り組む。

・「グローバル内部監査規程」をグループ全体に適用し、グループ一体での内部監査体制を整備する。

7. 内部監査体制
当社は、通常の業務執行部門から独立した社長直轄の監査機能を設置し、当社及びグループ会社における内部監査体制を整備することとし、次の取り組みを行う。
・監査機能は、当社及びグループ会社全体の経営諸活動における各種体制や仕組みの有効性・効率性について検討・評価し、監査報告書にとりまとめ、取締役社長及び監査等委員会へ報告する。また、必要に応じて関係役員及び関係部門に説明する。年間監査結果の総括については取締役会及び会計監査人に報告する。
・当社は、医薬品企業として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等を遵守し、製品の有効性・安全性を確保することを使命として、高い専門知識の下で、適正性を確保した組織体制を通じ業務を遂行していく。このために、グループ全体において、現場での自己統制、薬事、品質等に関する専門部による専門統制、内部監査部門による内部監査の仕組みをそれぞれの機能別に構築する。
・監査機能は、関係する専門部と定期的な連絡会を開催する等の活動を通じて連携し、内部監査の質的向上を図る。
・地域（欧州、米州、日本及びアジア・オセアニア）毎に内部監査機能を設置し、社長直轄の監査機能長が統括することにより、グローバル化するリスクに効果的に対応し、グループ会社に対し一貫した高質な保証業務及びアドバイザリー業務を提供するための機能を強化する。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員会の監査が実効的に行われることが可能となるよう、次の取り組みを行う。
(1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
・監査等委員会の監査が適切に機能するよう、監査等委員会の職務を補助する専任スタッフを配置する。
(2) 監査等委員会の職務を補助する従業員の監査等委員でない取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性に関する事項
・監査等委員会の職務を補助する専任スタッフは、監査等委員でない取締役から独立し、監査等委員会の指揮命令の下に職務を遂行する。
・当該専任スタッフの任命・評価・異動等については、予め監査等委員会の同意を必要とする。
(3) 監査等委員でない取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
・当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行に係る月次報告、四半期報告に関して、監査等委員会が常時閲覧可能な体制を整備する。
・トップマネジメントは、管掌する部門・機能（グループ会社を含む）に関して、監査等委員会に対して定期的に、又は臨時に報告する事項、報告者、報告の方法を監査等委員会と協議して決定する。
・監査機能、法務機能、コンプライアンス機能は、それぞれ定期的に監査等委員会へ報告する体制を構築し、当社及びグループ会社における内部監査、リスク管理、コンプライアンス等についての現状報告その他必要な情報の提供を行う。
(4) 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社は、監査等委員会又はグループ会社の監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の役員・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
(5) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
・当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用等に関して、担当部門が予算の計上及び費用等の支払いを担う体制を整備する。
(6) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査機能長の任命・評価・異動等については、予め監査等委員会の同意を必要とする。
・内部監査部門は、年度監査計画の策定に当たり監査等委員会の同意を得る。
・監査等委員会は、内部監査部門から監査結果等の報告を受け、必要に応じて内部監査部門に指示を行うことができる。当該指示と社長の内部監査部門に対する指示が両立しえない場合、監査等委員会と社長は協議し、調整をはかる。
・監査等委員会が選定する監査等委員は、当社の重要な業務執行の協議を行うエグゼクティブ・コミッティ、その他監査等委員会が重要と判断する会議に出席することができる。当該監査等委員がこれらの会議に出席できない場合、監査等委員会の指示により監査等委員会の職務を補助する専任スタッフがオブザーバーとして出席することができる。
・監査等委員会の監査が適切に実施できるよう、当社及びグループ会社における監査対象者（部門）は協力する。

9. 反社会的勢力排除のための体制
当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当、不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断する。
・「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」において、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明記し、関係排除に取り組む。
・特に日本においては、警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集すると共に組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進める。また、役員・従業員に対しては、コンプライアンス研修、リスク管理研修等の機会を通じて反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行う。

2019年3月期における当社の運用状況の概要は以下の通りです。
1. 職務執行に関わる体制
当社は、基本方針に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催しています。また、決裁権限規程等に基づき、エグゼクティブ・コミッティにて重要事項を協議し、トップマネジメントがその役割を果たすことにより、取締役の効率的な職務の執行を確保しています。なお、2019年3月期においては、取締役会を14回、エグゼクティブ・コミッティを20回開催しました。

2. リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制
当社は、基本方針に基づき、事業機会に係るリスクと事業活動遂行に係るリスクに分け、当社及び当社グループの各部門が主体的にリスク管理実務を実践しています。特に、グローバルリスクとして特定された事項について、リスクオーナーの指示のもとリスク低減策を策定し、実行しています。

3. コンプライアンス体制（取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）
当社は、基本方針に基づき、グローバル・コンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会を開催し、当社及び当社グループのコンプライアンスの現状把握、方針・計画の審議を行っています。また、全従業員を対象としたコンプライアンスに関する様々な研修の実施等を通じ、コンプライアンスに対する意識向上を図るほか、ヘルプラインの運用等により、問題の早期発見と改善措置に努めています。なお、各地域・各国のエシックス＆コンプライアンス機能がエシックス＆コンプライアンス機能長に報告するグローバル・コンプライアンス体制を構築しています。

4. 情報開示・情報管理に関する体制
当社は、基本方針に基づき、すべてのステークホルダーに対し、適時適切かつ公平な情報開示を行うとともに、ステークホルダーとの積極的な対話に努めています。2019年3月期においても、企業活動における一層の透明性向上を図るため、情報開示委員会のもと、重要情報の開示方針や開示内容等について部門横断的に審議を行うなど、適時的確かつ公平な情報開示に引き続き取り組みました。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、基本方針に基づき、連結ベースの財務報告に係る内部統制評価計画を策定するとともに、コントロールオーナー及びプロセスオーナーの任命による内部統制及びその運用体制の整備、内部統制関連文書の改訂、監査機能による評価対象事業拠点の内部統制の整備及び運用状況の評価実施等により、財務報告の信頼性確保に努めています。

6. グループ管理体制（当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）
当社は、基本方針に基づき、当社グループの取締役等の職務に係る事項を、機能別マネジメントの職制を通じ報告を受けるとともに、グループ会社の役員構成及び意思決定権限を明確に定めることで、グループ会社の適切な管理・運営を推進しています。なお、当社グループ会社の財務状況及びその他の状況については、月次や各四半期で報告を受け、当社の取締役会に適宜、報告しています。

7. 内部監査体制
当社は、基本方針に基づき、内部監査の計画を立案・実行するとともに、監査等委員会、取締役会、会計監査人等へ報告を行い、監査結果をレビューする機会を確保しています。また、内部監査部門及び関連する専門部門との間で情報連携活動を実施し、内部監査体制の強化に努めています。なお、2018年4月から、各地域の監査部が社長直轄の監査部門長に報告するグローバル監査体制を構築しています。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、基本方針に基づき、監査等委員でない取締役及び従業員による監査等委員会への業務執行状況の報告並びに監査等委員によるエグゼクティブ・コミッティ等重要会議への継続的な出席等を通じ、監査等委員会による監査が実効的に行われる体制を確保しています。特に、全地域におけるヘルプラインの通報の概要及び法務機能が主管する訴訟・社内調査案件については、監査等委員会に月次で報告しています。

9. 反社会的勢力排除のための体制
当社は、基本方針に基づき、当社及び国内グループ会社の取引先の属性を確認するとともに、契約書への反社会的勢力排除条項の導入等を通じ、反社会的勢力及び団体との関係排除に取り組んでいます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当、不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断する。
・「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」において、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明記し、関係排除に取り組む。
・特に日本においては、警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集すると共に組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進める。また、役員・従業員に対しては、コンプライアンス研修、リスク管理研修等の機会を通じて反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行う。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在、当社では買収防衛策を導入していません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1. 適時開示の基本方針
当社グループは、お客様、株主、社会等、すべてのステークホルダーに対し、適時適切かつ公平に情報を開示します。また、ステークホルダーとの対話を積極的に行い、そこで得た意見等を企業活動に適切に反映するよう努めます。このような情報開示と対話により、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と維持に努めます。
2. 適時開示に係る社内体制
企業活動における透明性を確保し、すべてのステークホルダーからより一層の信頼を得ることを目的に、情報開示委員会を設置し、情報開示活動を推進･管理します。情報開示委員会は、ディスクロージャー･ポリシーの策定･改訂･運用、企業情報に関する開示戦略、情報開示活動の適切性等を協議します。情報開示委員会は部門横断的な委員で構成され、委員長及び委員は取締役社長が任命します。
株主･投資家等の資本市場関係者に対する情報の開示は、定められた情報開示担当者が原則として行います。
3. 情報開示の方法
当社グループは、金融商品取引法等の関係法令や当社の株式を上場している証券取引所の定める規則等に従い情報を開示します。適時開示情報については、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて公表するとともに、当該公表後速やかにプレスリリース及び当社ホームページへの掲載を行います。また、これ以外の情報についても、当該情報の内容に応じて、適切な方法により開示します。
4. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備
適時開示情報の開示に関連する体制の整備･運用状況を評価するためのモニタリング体制を確保します。
内部監査部門は、財務報告に係る内部統制の評価に際し、全社的な内部統制として適時開示体制に関連するディスクロージャー･ポリシー及び情報開示委員会の整備･運用状況を評価しています。
適時開示情報を公表する場合は、公表前に取締役全員に報告される仕組みとしています。

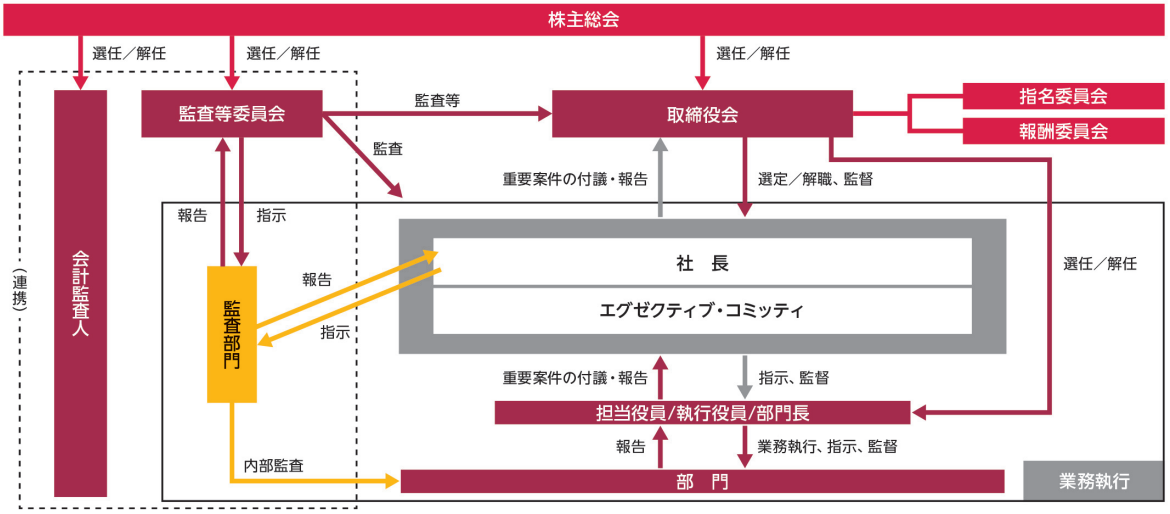
株主総会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
会計監査人
（連携）
監査等委員会
監査等
取締役会
指名委員会
報酬委員会
監査
重要案件の付議・報告
選定／解職、監督
報告
指示
社　長
エグゼクティブ・コミッティ
選任／解任
監査部門
報告
指示
重要案件の付議・報告
指示、監督
担当役員/執行役員/部門長
報告
業務執行、指示、監督
内部監査
部　門
業務執行